資料１

《　都市景観形成に関する施策の体系　》

〔平成 18 年度〕

都市景観基本計画

春日井市の将来都市像

市民が住み、働き、学び、憩うことができる自立性の高い都市

⇩

都市景観のテーマ

「人と緑奏でる春日井ルネッサンス」

⇨

春日井市のめざす都市景観像

- ○ 「都市の将来的な風景」が明確となるまちへ
- ○ 豊かな自然と歴史・伝統文化を守り生かしていくまちへ
- ○ 緑あふれる快適で個性的なまちへ
- ○ 都市の顔・地区の顔となる魅力あるまちへ
- ○ 都市活力の感じられる生き生きとしたまちへ

市民への啓発事業

啓発事業

- 都市景観フォトコンテスト（Ｈ７,Ｈ10,Ｈ13,Ｈ17）・・・・・・市内に数多くあるすぐれた景観を紹介することによって「春日井のよさ」を再発見し、本市についての認識を深めることを目的として実施。
- 春日井百景の選定（Ｈ８）・・・・・・・本市の景観的に優れた場所、風景を紹介することにより、市民の「わがまちかすがい」の認識と愛着を深め、景観形成に対する意識の高揚を図る。(Ｈ18 写真集作成)
- 景観アイデア賞（Ｈ８,Ｈ11,Ｈ14）・・・・・・・・・・・・まちづくりへの市民自らのアイデアを募集し、様々な視点を景観形成に生かしていくことを目的とする。（Ｈ15 見直しにより中止）
- 都市景観賞（Ｈ９,Ｈ12,Ｈ15）・・・・・・・・・・・・・・都市景観形成に寄与する建築物・工作物等を表彰することにより、都市景観の向上と市民意識の高揚を図る（Ｈ15 見直しにより、次回Ｈ20 に予定）
- 都市景観に関する行事の開　催(Ｈ６,Ｈ10 ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ開催)・・・・・・・建設省では 10 月４日を「都市景観の日」と定めて各種行事を推進している。本市においてもこの「都市景観の日」のＰＲを進める。（市庁舎１階にてパネル展示）
- 屋外広告物ガイドラインの活　　用　(Ｈ12～)・・・・・・ガイドラインを市民、関係団体等に広く周知を図り、広告景観の向上に努める。（９月 10 日屋外広告物の日一広報掲載）

技術援助

- 都市景観デザインマニュアルの　策　定・・・・・市民・事業者向けの都市景観デザインマニュアルについて順次整備していく。（未策定）
- 都市景観セミナー(Ｈ13,Ｈ14)　・・・・・都市景観の主体は市民であるため、その活動を支援する講座を開催する。
- 都市景観アドバイザー制度の運　　用　(Ｈ８～)・・・・・都市景観形成に関する相談を受けるため、専門家によるアドバイザー制度を運用する。

行政先導の事業

職員の景観資質の向上

- 公共施設デザインマニュアルの　策　定　　(Ｈ７)・・・・　公共事業において景観形成上先導的役割を果たすため、公共施設デザインマニュアルを策定した。（Ｈ８に技術系職員の研修会）

推進組織の充　　実

- 中部地方都市美協議会（Ｈ３～）・・・・・・・・・個性豊かな魅力ある都市景観の創造を図るため、関係市町村が相互に交流を深め施策の推進に資することを目的とし、研究会等を行っている。
- 屋外広告物連絡会議（Ｈ13～）・・・・・・・・・屋外広告物ガイドラインをより効果的に活用するため、国、県、市、中電、ＮＴＴ等からなる連絡会議を設置し、研究・検討を進める。(Ｈ15～ｷｬﾝﾍﾟｰﾝで簡易除却実施)

景観整備事業

- サイン整備事業（Ｈ７～）・・・・・・・・・・・・平成７年に策定した「サイン計画」をもとに、公共サインの整備をおこなう。（Ｈ８～Ｈ10 県費補助、Ｈ11 に見直し）

条例に基づく事業

- 都市景観審議会
  - 誘導基準の策定
  - 大規模建築物等の届出（平成 17 年度 37 件）
  - 都市景観形成地区の指定（平成 18 年現在未指定）
  - 都市景観形成建築物等の指定（平成 18 年現在 11 物件指定）
  - 市民団体の指定（平成 18 年現在１件指定）
  - 表彰・助成
  - 現行制度の活用
    - 地　区　計　画　―　８地区指定
    - 建　築　協　定　―　６地区指定
    - 緑　地　協　定　―　３地区指定
    - 愛知県屋外広告物条例
      - 屋外広告物ガイドラインの策定（平成 12 年度）
      - 春日井市違反広告物簡易除却活動団体等設置要綱（平成 18 年度）
- アドバイザー

形成計画・基準の策定 ↔ 行為の届出 ↔ 助言・指導

適正な維持管理 ↔ 助言・指導

要綱の策定 → 助成

助言・指導 ↔ 助成 ↔ 基本計画に示す都市景観の実現